

会員資格について

くまもとDX推進コンソーシアムでは、次の各項目のいずれかに該当する組織等は入会することができません。

そのため、御一読いただき、同意していただきますようお願いいたします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、または同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と親密な関係を有する者かつ、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 暴力団関係者が役員として構成する法人その他の団体に帰属する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (4) 暴力的行為、脅迫的行為その他これらに準ずる行為をするおそれのある者
- (5) 本コンソーシアムの活動を政治的・宗教的な活動またはネットワークビジネス勧誘等に利用するおそれのある者
- (6) その他本コンソーシアムの活動を、自己の利益のみを図る目的で利用するおそれのある者

くまもとDX推進コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、くまもとDX推進コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、「くまもとDXグランドデザイン」で描いたビジョンの実現に向け、企業、組合、団体、教育機関、自治体など様々な組織が集い（連携し）、デジタル化及びデジタルトランスフォーメーションへの理解を深め、自らが実践し、共に学びあい、切磋琢磨し、様々な取組みを共創することを目的とする。

(活動)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 「くまもとDXグランドデザイン」のビジョン実現に向けた機運の醸成
- (2) DXに関する情報発信や会員間での情報交換
- (3) DXの推進に資するプロジェクトの実施
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 会員は、「くまもとDXグランドデザイン」に賛同する企業、組合、教育機関、金融機関、県内の自治体等の団体のほか、個人事業主とする。なお、各団体においては部署単位（大学等においては研究室単位）での参加を可能とする。

(欠格条項)

第5条 次の各号いずれかに該当するものは、会員となることができない。

- (1) 熊本県暴力団排除条例（平成22年条例第52条）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、及び暴力団密接関係者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (3) 暴力的行為、脅迫的行為その他これらに準ずる行為をするおそれのあるもの
- (4) コンソーシアムの活動を政治的・宗教的な活動またはネットワークビジネス勧誘等に利用するもの
- (5) その他コンソーシアムの活動を、自己の利益のみを図る目的で利用するおそれのあるもの

(免責)

第6条 会員間で紛争やトラブルが発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、事務局は一切の責任を負わないものとする。

(入退会)

第7条 コンソーシアムに入会しようとするものは、別に示す「入会の心構え」に同意しなければならない。

- 2 コンソーシアムに入会しようとするものは、オンラインにより入会を申し込むものとする。
- 3 事務局は、前項により入会の申し込みがあったものについて、第5条各号に該当しないことを確認し、会員登録を行う。
- 4 コンソーシアムを退会しようとするものは、オンラインにより退会を届け出るものとする。

(会費)

第8条 会費は徴収しない。

(事務局)

第9条 コンソーシアムは事務局を置き、次の各号の事務を処理する。

- (1) 会員の入退会及び会員情報の管理に関すること
- (2) コンソーシアムの活動に係る企画及び運営に関すること
- (3) DXに係る情報発信に関すること
- (4) その他コンソーシアムの運営に必要なこと

2 コンソーシアムの事務局は熊本県企画振興部デジタル戦略局に置く。

3 事務局に事務局長及び必要な職員を置き、事務局長は熊本県企画振興部デジタル戦略局長をもって充てる。
その他の職員は事務局長が任免する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営について必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この規約は、令和4年(2022年)6月16日から施行する。